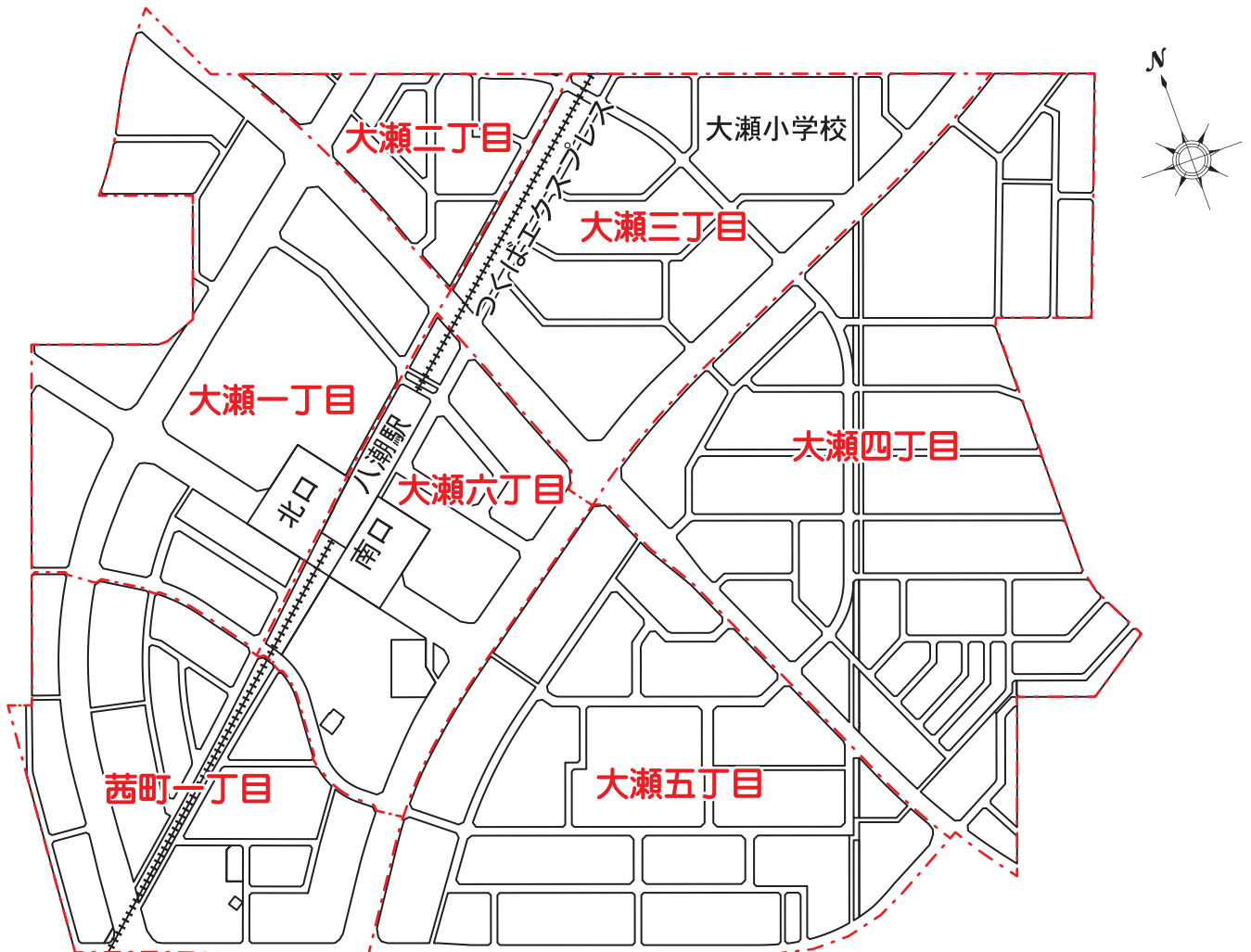


住所変更手続きのしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

平成27年1月31日(土)から 住所の表し方が変わります



八潮市



はじめに

大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田の一部地区は、草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業地区となっております。

平成9年6月9日より施行されてきました土地区画整理事業がこのたび完了することに伴い、整備された道路や街区に合わせて新しい町名地番に変更されます。

そこで、皆様のお住まいの地区では、**平成27年1月31日(土)から、住所等の表し方が変わります。**

このしおりは、新しい住所等の表し方や、必要となる手続きについてご案内するものです。

目次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 皆さまにお届けするもの | 1 |
| 2 | 新しい住所等の表し方 | 2 |
| 3 | 新しい住所について | 3 |
| 4 | 郵便番号について | 3 |
| 5 | 住所変更の手続きについて | 4 |
| | ① 住所変更手続きの必要がないもの | |
| | ② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの | |
| 6 | その他 | 14 |
| | ① 町会・自治会の区域について | |
| | ② 通学区域について | |
| | ③ ごみの収集について | |
| | ④ 郵便物の送付について | |
| 7 | 関係機関案内 | 15 |

1 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

| | |
|----------------------|--|
| 住所変更手続きのしおり (1 通) | <ul style="list-style-type: none">・住所変更の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。 |
| 住所変更のお知らせ (1 枚) | <ul style="list-style-type: none">・住所変更のお知らせは、今回の住所変更により新しく設定される<u>予定の</u>あなたの住所が記載されているものです。・<u>証明書としてはお使いできません。</u> |

◆ 変更日（平成 27 年 1 月 31 日）以降にお届けするもの

| | |
|----------------------------------|---|
| 住所変更決定通知書 (1 枚) | <ul style="list-style-type: none">・住所変更決定通知書は、新しく設定されたあなたの住所が記載されているものです。・住所変更決定通知書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種手続きに使用できます。 |
| 住所変更証明書 (個人 5 枚) (法人 10 枚) | <ul style="list-style-type: none">・住所変更証明書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。・住所変更証明書の枚数が不足する場合は、変更日以降、個人については市役所の市民課と駅前出張所において、法人については市役所の市街地整備課において無料で発行します。・個人の方については、15 歳以上の方を対象に住所変更証明書を送付します。15 歳に満たない方で必要な方は、変更日以降、市役所の市民課と駅前出張所において無料で発行します。 |
| 住所変更のお知らせ用はがき (1 世帯 50 枚) | <ul style="list-style-type: none">・新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。 |

2 新しい住所等の表し方

新しい住所等の表し方は次のようになります。

◆ **住所** および **本籍** …… 町名と番地が変わります。

| 変更前 | | 変更後 |
|-----------------|---|--------------------|
| 八潮市 大字伊勢野 ○○番地○ | → | 八潮市 大瀬一丁目 ○○番地○ |
| 大字大瀬 ○○番地○ | | 大瀬二丁目 ○○番地○ |
| 大字古新田 ○○番地○ | | 大瀬三丁目 ○○番地○ |
| | | 大瀬四丁目 ○○番地○ |
| | | 大瀬五丁目 ○○番地○ |
| | | 大瀬六丁目 ○○番地○ |
| | | <u>茜町一丁目</u> ○○番地○ |
| | | 新町名 新番地 |

◆ **不動産（土地・建物）** …… 町名と地番が変わり、字が廃止になります。

| 【例】 | |
|----------------------|----------------------------------|
| 変更前 | 変更後 |
| 八潮市 大字大瀬字稗田 123 番(地) | 八潮市 <u>大瀬一丁目</u> <u>1 番(地)</u> 1 |
| | 新町名 新地番 |

※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

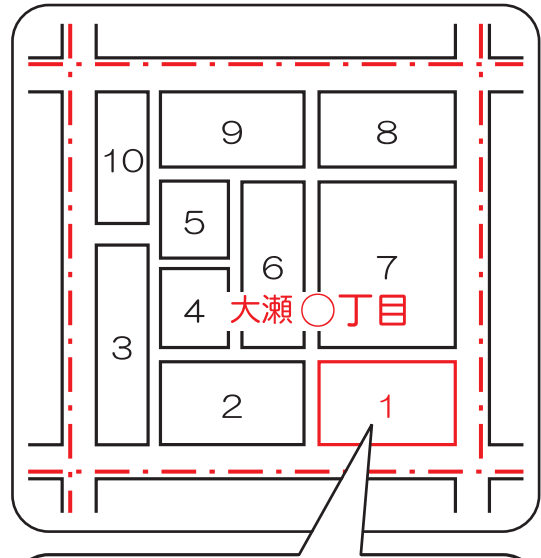
3 新しい住所について

◆ 町界の変更と新しい町名

町の境界を、道路・河川などに沿ったものに変更し、わかりやすくします。

また、大きすぎる区域は適切な広さに分割し新しい町名をつけます。

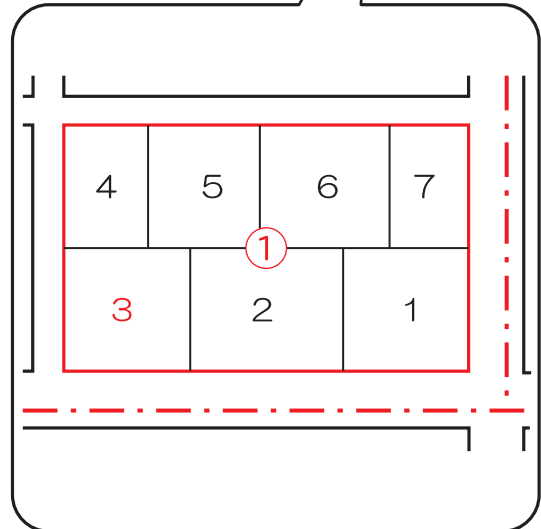
【例】 大瀬○丁目



◆ 地番

新しい町の中で、道路等で囲まれたブロックごとに、親番を設定し、ブロック内の区画ごとに、枝番を設定します。

【例】 大瀬○丁目 1番地 3



4 郵便番号について

新町名の郵便番号は、次のとおりとなります。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 大瀬一丁目～大瀬六丁目 | 340-0822 ※大字大瀬と同じになります。 |
| 茜町一丁目 | 340-0826 |

5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所、法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

① 住所変更手続きの**必要がない**もの

| | |
|--------|---|
| 市役所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票（住民基本台帳） ・ 戸籍・戸籍の附票 ※ただし、本籍と住所を合わせる場合は、転籍届が必要となります。 ・ 印鑑登録原票 ・ 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 ・ 国民年金第1号被保険者の方の住所変更 ・ 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所変更 ※ただし、住民票コードが未登録の方は、届出が必要です。越谷年金事務所または八潮市役所の国保年金課にお問い合わせください。 ・ 福祉タクシー利用券、自動車燃料費利用券（ガソリン券）の住所変更 ・ 畜犬登録 <p style="text-align: right;">……など</p> |
| 法務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿（表題部の所在欄のみ）、建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。 詳しくは、10ページ以降をご参照ください。 |
| 公共サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ NHK ・ NTT（固定電話） ・ 東京電力 ・ 東京ガス ・ 郵便 ・ 水道 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。 |

■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

| | 証 書 等 | 担 当 課 | 問 い 合 わ せ 先 |
|-------------|--|--------|--|
| 市 役 所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 国民健康保険高齢受給者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 | 国保年金課 | 国保年金係 電話：048-996-2111 内線（212） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 国民健康保険限度額適用認定証 ・ 国民健康保険特定疾病療養受療証 ・ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 | 国保年金課 | 保険給付係 電話：048-996-2111 内線（327） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費受給資格証 | 子育て支援課 | 児童給付係 電話：048-996-2111 内線（427） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証 | 子育て支援課 | 保育係 電話：048-996-2111 内線（314） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険被保険者証 | 長寿介護課 | 介護給付係 電話：048-996-2111 内線（287） |

② 皆さまに **住所変更の手続きをしていただくもの**

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登録等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合にあわせて手続きをしてください。ただし、手続きができるのは **変更日（平成 27 年 1 月 31 日）以降** となりますのでご注意ください。

手続きには、「住所変更決定通知書」または「住所変更証明書」が必要となるものがあります。「住所変更証明書」が不足する場合は、不足する枚数を無料で発行します。窓口は、個人については市役所の市民課と駅前出張所、法人については市役所の市街地整備課となります。

■ 市役所関係

《各手続きは変更日（1月31日）以降に行ってください》

| 必要な手続き等 (事柄) | 手 続 先 | 必 要 な 書 類 など | 期 限 |
|-----------------------------|--|---|-----------------------|
| 住民基本台帳カード (写真付) の住所変更 | 市役所 市民課 月～金曜日 午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで 電話：048-996-2111 (直通) 048-996-2433 ※駅前出張所では受付 できません。 | ・住民基本台帳カード | お早めに変更手続き をしてください。 |
| 在留カード等の住所 変更 | 市役所 市民課 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで 電話：048-996-2111 (直通) 048-996-2433 駅前出張所 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 7 時まで 電話：048-999-0840 | ・在留カード、特別永住 者証明書または外国人 登録証明書のいずれか | お早めに変更手続き をしてください。 |
| 電子証明書の住所変 更 | 市役所 市民課 月～金曜日 午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで 電話：048-996-2111 (直通) 048-996-2433 ※駅前出張所では受付 できません。 | ・住民基本台帳カード ・顔写真付身分証明書 《旅券（パスポート） または運転免許証》 | 別途通知します。 |
| まんまるよやくシス テム利用者の住所変 更 | 市内各公共施設 | ・利用者登録変更申請書 (施設窓口で配付) ・ご本人が確認できる もの | 登録カード更新時 |

| | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳の住所変更 | 市役所 障がい福祉課 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで 電話:048-996-2111 内線 (428・453) | ・身体障害者手帳 ・印鑑 (再交付をご希望の場合は、写真が必要です。) | お早めに変更手続きをしてください。 (窓口で新しい住所に書き換えます。 ご希望があれば印字をした手帳を再交付することも可能です) | |
| 療育手帳 (みどりの手帳)の住所変更 | | ・療育手帳 ・印鑑 (再交付をご希望の場合は、写真が必要です。) | | |
| 精神障害者保健福祉手帳の住所変更 | | ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 | 住所変更後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、平成 27 年 2 月 2 日以降に障がい福祉課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。 ご希望があれば再交付することも可能です。 | |
| 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）受給者証の住所変更 | | ・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）受給者証 ・印鑑 | | |
| 障害福祉サービス受給者証の住所変更 | | ・障害福祉サービス受給者証 | | 住所変更後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、平成 27 年 2 月 2 日以降に障がい福祉課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。 |
| 移動支援事業利用者証の住所変更 | | ・移動支援事業利用者証 | | |
| 生活サポート事業利用者証の住所変更 | | ・生活サポート事業利用者証 | | |
| 障がい児通所受給者証の住所変更 | | ・通所受給者証 | | |
| 重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 | | ・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑 | | |
| 特別児童扶養手当証書の住所変更 | | ・特別児童扶養手当証書 ・印鑑 | | |
| 学校に届出している住所の変更 | 通学している学校 | ・住所変更決定通知書または住所変更証明書のいずれか | お早めに変更手続きをしてください。 | |
| 利用者登録（図書館） | 八潮市立八幡・八條図書館 火～日曜日 午前 9 時から 午後 7 時まで 駅前出張所図書窓口 月～金曜日 午前 9 時から 午後 7 時まで | ・貸出申込書 | お早めに変更手続きをしてください。 | |

■ 年金関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

| 必要な手続き等 (事柄) | 手 続 先 | 必 要 な 書 類 など | 期 限 |
|-----------------------------|---------|--------------------------------------|-----------------------|
| 厚生年金・共済年金 被保険者の住所変更 | 各勤務先 | 各勤務先に確認してから 住所変更の手続きをして ください。 | お早めに変更手続 きをしてください。 |
| 国民年金第3号被保 険者の住所変更 | 配偶者の勤務先 | 各勤務先に確認してから 住所変更の手続きをして ください。 | お早めに変更手続 きをしてください。 |
| 共済年金の給付を受 けている方の住所変 更 | 各共済組合 | 各共済組合に確認してから 住所変更の手続きをして ください。 | お早めに変更手続 きをしてください。 |

■ 自動車関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

| 必要な手続き等 (事柄) | 手 続 先 | 必 要 な 書 類 など | 期 限 |
|---|---|--|-----------------------------------|
| 運転免許証の住所、 本籍の変更 | 草加警察署 草加市花栗 3-2-23 電話：048-943-0110 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・ 本籍変更証明書 (本籍変更がある場合) | お早めに変更手続 きをしてください。 (更新時でも可) |
| 軽自動車の所有者・ 使用者の住所及び使 用の本拠の位置の変 更 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田 字東耕地 115-1 電話：050-3816-3113 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査証記入申請書 (申請書は有料です) ・ 住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・ 使用者の印鑑 ・ 車検証 <p>※なお、使用者と所有者 が異なる場合、所有者の 印鑑または所有者からの 委任状が必要です。 (法人の場合は代表者印)</p> | お早めに変更手続 きをしてください。 |
| 自動車・オートバイ (125cc 超) の所有者 ・使用者の住所及び 使用の本拠の位置の 変更 | 埼玉運輸支局 春日部自動車検査 登録事務所 春日部市大字増戸 723-1 電話：050-5540-2028 (テレフォンサービス) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査証記入申請書 (申請書は有料です) ・ 住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・ 使用者の印鑑 ・ 車検証(軽二輪は届出 済証と自賠償保険証) <p>※なお、使用者と所有者 が異なる場合、所有者の 印鑑または所有者からの 委任状が必要です。 (法人の場合は代表者印)</p> | お早めに変更手続 きをしてください。 |

■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

| 必要な手続き等 (事柄) | 申請先 | 必要な書類など | 期限 |
|---|---|------------------------------------|----------------------|
| 会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記 代表者等の住所の変更登記 | 本店(主たる事務所)の所在地を管轄する 法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合は、 その管轄法務局 | ・登記申請書 ・住所変更決定通知書 または住所変更証明書 | 本店：2週間以内 支店：3週間以内 |

■ その他

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

| 必要な手続き等 (事柄) | 届出先 | 必要な書類など | 期限 |
|-------------------------------|---|-----------|-------|
| 大気汚染防止法等の工場・事業場に係る 県への各種届出 | 越谷環境管理事務所 越谷市越ヶ谷 4-2-82 電話：048-966-2311 | ・氏名等変更届出書 | 30日以内 |
| 水質汚濁防止法の工場・事業場に係る 県への各種届出 | | | |

※市役所に提出されている書類の住所変更は、職権で行います。

上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。
また、預金通帳、携帯電話などについては、関係機関へご確認ください。

■ 不動産（土地・建物）登記

＜注意：土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

各手続きについては、登記事務停止期間が終了した後に行ってください。

なお、登記事務停止期間は、平成 27 年 1 月 31 日から 3～4 ヶ月程度が予定されています。

| 事柄 | 申請先 | 必要書類など | 期限 |
|--|---|---------------------------|--|
| 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記 | 不動産の所在地を管轄する法務局 八潮市、草加市、三郷市内の土地・建物等については さいたま地方法務局 草加出張所となります。 〒340-0006 草加市八幡町 735-1 電話：048-936-0354～5 | ①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑 | ※住所変更の手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。 |
| 土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記 | | | |

◎ 登記申請書記載上の注意事項

(1) 次ページ以降の記載例をご参照ください。

(①土地と建物の場合 ②共有の土地と建物の場合 ③敷地権付き区分建物の場合)

(2) 登記原因証明情報として、住所変更証明書を添付してください。

この場合、登録免許税はかかりません。

(3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

(4) 申請書の内容は、換地処分通知、権利証等で確認し、正確に記入してください。

(5) 1 枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。

(6) 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。

申請書が 2 枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割り印をしてください。

(7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。

(8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、簡易書留以上の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合

4.5 cm × 10.5 cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

住所変更後の
所有者の住所

原因 平成 27 年 1 月 31 日 町名地番変更

変更後の事項 住所 八潮市 **大瀬** 一丁目 1 番地 1

申請人 住所 八潮市 **大瀬** 一丁目 1 番地 1

氏名 **八潮 太郎**



認印

捨印

連絡先の電話番号 048-XXXX-XXXX

住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1 通

平成 XX 年 XX 月 XX 日申請 **さいたま地方法務局草加出張所**

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確にご記入ください。

土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 |
|----------|-------|----|-----------------------|
| 八潮市大瀬一丁目 | 1 番 1 | 宅地 | 123.45 m ² |
| | | | m ² |
| | | | m ² |

建物の表示

| | | | | | |
|------|------------------|----------------------|-----|----------------------|-----------|
| 所在 | 八潮市 大瀬一丁目 1 番地 1 | | | | |
| 家屋番号 | 1 番 1 | 種類 | 居宅 | 構造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| 床面積 | 1 階 | 78.90 m ² | 2 階 | 67.89 m ² | |

記載例② 共有の土地と建物を同時に申請する場合

4.5 cm × 10.5 cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

住所変更後の
所有者の住所

原因 平成27年1月31日 町名地番変更

共有者 八潮太郎 及び八潮花子の

変更後の事項 住所 八潮市 **大瀬** 一丁目 1番地 1

申請人 住所 八潮市 **大瀬** 一丁目 1番地 1

◎
◎

捨印

氏名 **八潮 太郎** (印)

認印

連絡先の電話番号 048-XXXX-XXXX

八潮市大瀬一丁目1番地1

八潮 花子 (印)

それぞれの
住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 2通

平成XX年 XX月XX日申請 **さいたま地方法務局草加出張所**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確にご記入ください。

土地の表示

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 地 積 |
|----------|-----|-----|-----------------------|
| 八潮市大瀬一丁目 | 1番1 | 宅地 | 123.45 m ² |
| | | | m ² |
| | | | m ² |

建物の表示

| | | | | | |
|------|-----------------|----------------------|----|----------------------|---------|
| 所 在 | 八潮市 大瀬一丁目 1番地 1 | | | | |
| 家屋番号 | 1番1 | 種類 | 居宅 | 構造 | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積 | 1階 | 78.90 m ² | 2階 | 67.89 m ² | |

記載例③ 敷地権付き区分建物の場合

4.5 cm × 10.5 cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 平成27年1月31日 町名地番変更
 変更後の事項 住所 八潮市 大瀬 一丁目 1番地 1 マンション八潮 101
 申請人 住所 八潮市 大瀬 一丁目 1番地 1 マンション八潮 101
 氏名 八潮 太郎
 連絡先の電話番号 048-XXXX-XXXX

住所変更後の
所有者の住所



捨印

認印

住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

平成XX年 XX月XX日申請 さいたま地方法務局草加出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確にご記入ください。

一棟の建物の表示

| | |
|-------|---------------|
| 所在 | 八潮市 大瀬一丁目1番地1 |
| 建物の名称 | マンション八潮 |

専有部分の建物の表示

| | | | |
|------|--------------|-------|----------------|
| 家屋番号 | 大瀬一丁目1番1の101 | 建物の名称 | 101 |
| 種類 | 居宅 | 構造 | 鉄筋コンクリート造1階建 |
| 床面積 | 1階部分 | 98.76 | m ² |

敷地権の表示

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 | 敷地権の種類 | 敷地権の割合 |
|-------------|----|-----------------------|--------|------------|
| 八潮市大瀬一丁目1番1 | 宅地 | 9876.50m ² | 所有権 | 54321分の321 |
| | | m ² | | 分の |
| | | m ² | | 分の |

6 その他

① 町会・自治会の区域について

町会・自治会は、皆さまが自主的に組織、運営しているもので、町の区域や町名変更に関係するものではありませんので、今までどおりの運営で差し支えありません。

② 通学区域について

住所変更によって通学区域が変わることはありません。

③ ごみの収集について

ごみの収集日・集積場所が変わることはありません。

④ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします通知書等が、事務処理の都合上、旧の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませようお願いします。

なお、平成 27 年 1 月 31 日に住民票などのデータ更新を行うことにより、住民票データから作成される郵便物の送付先住所は一括で変更されます。

7 関係機関案内



☆ 八潮市役所

住所：八潮市中央一丁目2-1

電話：048-996-2111 (代表)

交通：バス…八潮駅北口より

「市民温水プール循環」

または「八潮団地行き」で

「八潮市役所」下車

「草加駅東口行き」で「八潮メセナ」下車

「八潮団地・工業団地循環」

で「八潮市役所南」下車徒歩
3分

☆ 八潮市役所 駅前出張所

住所：八潮市大字大瀬 795-1
(1月30日まで)

八潮市大瀬一丁目1番地1
(1月31日から)

電話：048-999-0840

交通：電車…八潮駅北口より徒歩 30 秒

**注意：法人は本庁での取扱いとなります。
駅前出張所には市の駐車場は
ありません。**



☆ さいたま地方法務局 草加出張所

住所：草加市八幡町 735-1

電話：048-936-0354 ~ 5

交通：電車…新田駅より徒歩 15 分

バス…新田駅東口より「松原団地
駅東口行き」または「柿木
循環」で「法務局前」下車



☆ 日本郵便株式会社 草加郵便局

住所：草加市栄町 3-8-1
 電話：048-935-9731
 交通：電車…松原団地駅東口より
 徒歩 5 分

☆ 草加警察署

住所：草加市花栗 3-2-23
 電話：048-943-0110 (代)
 交通：電車…松原団地駅西口より
 徒歩 20 分
 草加駅西口より徒歩 30 分
 バス…草加駅西口より「安行出羽
 行き」で「花栗二丁目」
 下車徒歩 3 分
 「新郷支所經由川口駅行き」
 または「鳩ヶ谷駅行き」で
 「草加園」下車徒歩 5 分

☆ 越谷年金事務所

住所：越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 3 階
 電話：048-960-1190
 交通：電車…東武スカイツリーライン（東武伊勢崎線）・越谷駅東口より徒歩 2 分

☆ 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所

住所：春日部市大字増戸 723-1
 電話：050-5540-2028 (テレホンサービス)
 交通：電車…東武アーバンパークライン（東武野田線）・豊春駅より徒歩 20 分

☆ 軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所

住所：春日部市下大増新田字東耕地 115-1
 電話：050-3816-3113
 交通：バス…春日部駅西口 2 番乗り場から「かすかべ温泉行き」または
 「ウイングハット春日部行き」に乗車し「かすかべ温泉」下車徒歩 5 分

☆ 越谷環境管理事務所

住所：越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷県税事務所の 3 階)
 電話：048-966-2311
 交通：電車…東武スカイツリーライン（東武伊勢崎線）・越谷駅東口より徒歩 10 分



A large rectangular area containing 20 horizontal dotted lines, intended for handwriting practice.

市民が育む 品格と活力のあるまち やしお



問い合わせ先

八潮市役所 まちづくり企画部 総務人事課 庶務担当

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2-1

電話番号 /048-996-2111 内線 (230・231)

F A X /048-995-7367

開庁時間：午前8:30～午後5:15 (土・日・祝日を除く)

【土地区画整理事業に関すること】

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

埼玉業務部 埼玉常磐現地事務所 (八潮)

〒340-0815 埼玉県八潮市八潮一丁目27-1

電話番号 /048-998-8711